

公的年金からの住民税を引き落とし（特別徴収）する制度について

◆対象となる方

次のすべてに当てはまる方

- 前年中に公的年金等の支払いを受け、かつ、当該年度の4月1日に公的年金の支払いを受けている方
- 当該年度の4月1日現在、65歳以上の方
- 遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金等の支給年額が18万円以上の方
- 介護保険料が年金から天引きされている方

◆対象となる税額

公的年金等所得に係る所得割額と均等割額

給与所得や事業所得など公的年金所得以外の所得がある場合は、その分に係る税額は除きます。

◆対象となる年金

老齢または退職を支給事由とする公的年金

◆通知時期

毎年6月上旬に納税通知を送付します。

※仮特別徴収税額の算出方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

平成25年度税制改正で、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額とする」こととされました。

なお、適用時期は平成28年10月1日以降に実施する特別徴収からの実施予定です。

※本改正については、仮特別徴収税額の算出方法の見直しを行うものであり、新たな税の負担が発生するものではありません。

公的年金からの特別徴収税額の計算方法（年金特徴継続者）

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度の本徴収額÷3 前年2月と同額			(年税額—仮徴収税額)÷3		
改正	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額—仮徴収税額)÷3		

参考：新規65歳到達者など年金特徴開始初年度特別徴収税額の計算方法

新規	普通徴収			特別徴収		
	—	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

特別徴収税額の算定例

(例) 65歳以上の夫婦世帯

夫の個人住民税額 年税額 60,000円（所得割額 55,000円、均等割額 5,000円）、妻は非課税

年度	年税額	現行		改正後	
		仮徴収額	本徴収額	仮徴収額	本徴収額
		(4、6、8月)	(10、12、2月)	(4、6、8月)	(10、12、2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円